

情報通信審議会 電気通信事業部会（第89回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成20年3月27日（木）14時00分～16時10分
於、総務省第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、高橋 伸子、東海 幹夫、
辻 正次、長田 三紀、安田 雄典

（以上7名）

第3 出席関係職員

(1) 総合通信基盤局

武内 信博（電気通信事業部長）、谷脇 康彦（事業政策課長）、
高地 圭輔（事業政策課企画官）、古市 裕久（料金サービス課長）、
村松 茂（料金サービス課企画官）

(2) 事務局

渡邊 秀行（情報通信政策局総務課課長補佐）

第4 議題

(1) 答申事項

- ア 「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」について【平成19年10月26日付け諮問第1195号】
- イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について【平成20年1月15日付け諮問第1200号】
- ウ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度の接続料等の改定）について【平成20年1月15日付け諮問第1199号】

エ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定）について【平成20年2月28日付け諮問第1205号】

(2) 報告事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的報告並びに基礎的電気通信役務支援機関の平成20年事業計画について

イ 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の運用実績について

開 会

○事務局　それでは、時間より少し前でございますが、事務局からご連絡をいたします。
本日は、冒頭、カメラ録りがございます。審議に入る前には退室をいただきますので、
ご了承をいただきたいと思います。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信審議会電気通信事業部会第89回の会議を開催いたします。

本日は委員7名、全員が出席されております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めていきたいと思っております。本日の議題は答申事項4件、報告事項2件であります。

議 題

答申事項

「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」について【平成19年10月26日付け諮問第1195号】

○根岸部会長　それでは、初めに諮問第1195号「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」について審議したいと思います。

本件につきましては1月29日開催の部会におきまして決定した答申案を2月28日までの間、意見調整に付し接続委員会で検討をいただきました。そこで接続委員会の主査である東海委員より、委員会での検討結果について、ご報告をお願いいたします。

○東海委員　それでは、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」につきまして、接続委員会における調査、審議の結果をご報告させていただきたいと思います。お手元の資料の一番に上にごございます資料89-1に関連をする報告でございます。

本件は、NTT東西が次世代ネットワークを用いた本格的な商用サービスを本年度下

期に開始するということを踏まえまして、競争事業者が当該ネットワークを用いて遅滞なくサービス提供ができる環境を可能な限り前広に確保するため、第一種指定電気通信設備の指定の範囲を初めとする6項目、6項目につきましては、表紙をおめくりいただいた下の答申（案）の目次に記載のとおりでございますが、それらの項目にわたる検討課題について調査・審議を行ったものでございます。

本件につきましては、昨年の10月の当部会において、総務大臣から諮問をされまして、その後、昨年来接続委員会で、いわば精力的に議論をさせていただきながら、先ほど部会長からお話ございましたような形で意見募集をし、さらにそれらを踏まえて調査、検討を行ったところでございます。

検討の結果お手元でございます答申（案）に対しての意見及びこれに対する考え方並びに意見招請結果等を踏まえた修正後の答申（案）を当委員会の検討結果とすることといたしました。なお、これらの詳細については、総務省のほうからご報告をいただきたいと思っております。

○根岸部会長　それでは、よろしくをお願いします。

○古市料金サービス課長　それでは、お手元の資料89-1に基づきまして、ご説明をさせていただきます。資料の一番最後に分厚い資料がございます。これが「次世代ネットワークにかかる接続ルールの在り方について」答申（案）への意見及びそれに対する考え方（案）でございます。今回の答申（案）につきましては、非常にたくさんの方々からご意見をちょうだいいたしまして、この資料におきましては、170の意見に対しまして接続委員会において考え方（案）を取りまとめていただいたところでございます。この中から主な意見を抜粋いたしまして、その内容及び考え方（案）につきまして答申（案）の次につけております横長の参考資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、第2章、第一種指定電気通信設備の指定範囲についてでございます。これにつきましては、次世代ネットワークの扱いについて、これを第一種指定電気通信設備に指定することについて賛同する意見、これについては不適切ではないかとする意見、それぞれ寄せられているところでございます。また、地域IP網につきましても、第一種指定電気通信設備に指定することについて、賛同する意見、不適切だとする意見、それぞれ寄せられているところでございます。

次の2ページ目でございますが、ひかり電話網につきましても、第一種指定電気通信

設備に指定することについて賛同する意見、他方不適切であるとする反対意見、それぞれ寄せられているところでございますが、答申（案）の考え方で示されているとおり、これらのネットワークにつきましては、他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠であるという観点から第一種指定電気通信設備に指定することが必要であるとしているところでございます。

次に、第3章次世代ネットワークの設備・機能の細分化、いわゆるアンバンドルの扱いについてでございます。これにつきましては、答申（案）の考え方に賛同するという意見とともに、アンバンドルすべき機能について、より詳細な情報を開示すべきという意見が寄せられているところでございます。

また、その他にも、次のページでございますが、競争事業者等から要望された場合、アンバンドルすることが必要、PSTNでアンバンドルされていた機能と同等の機能が利用できるようにすることが必要といった意見が寄せられているところでございます。これにつきましては、答申（案）では原則として、事前の合理的な時期には必要な情報は提供されるように、情報開示告示の改正をすることが適当としたところである。またアンバンドルすることの適否については、他事業者からの具体的な要望に応じて検討することが適当であるとしているところでございます。

次に各機能のアンバンドルの要否でございますが、まず、ISP接続のアンバンドルについてでございます。これにつきましては、ISP接続についてアンバンドルの上、接続料設定をすることが必要という意見が寄せられているところでございますが、このISP接続につきましては、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料設定のためのBフレッツ機能の接続料化の是非の問題と密接不可分に関連するものでございますので、それに合わせて、後ほど考え方についてご説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、IP電話サービス機能のアンバンドルについてでございます。これについては、答申（案）に賛同する意見が寄せられる一方、アンバンドルの要否を判断することは時期尚早ではないかという意見が寄せられているところでございます。これにつきましては、答申（案）の考え方に基づきアンバンドルすることが必要になると考えられるとしているところでございます。

次に、イーサネットサービス機能のアンバンドルについてでございますが、これにつきましては、早期の接続料化が必要という意見が寄せられる一方、アンバンドルに慎重

な意見も寄せられているところでございます。考え方といたしましては、答申（案）に示したとおり、接続事業者の具体的な接続要望等を見きわめた上で、2009年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当であるとしているところでございます。

次に帯域制御機能等のアンバンドルについてでございますが、答申（案）に賛同する意見が寄せられる一方、これらについて、サービス開始当初から可能な限りアンバンドルを行えるようにすることが必要という意見をいただいているところでございます。これにつきましては、帯域制御機能等については、技術的な実現の可能性を含めた判断をするまでの熟度が高まっていないことから、現時点でのアンバンドルの要否の判断は時期尚早であるとしているところでございます。

次に、機能の段階的発展等への対応についてでございます。答申（案）に賛同意見も寄せられるとともに、接続事業者の要望に応じて、随時アンバンドル機能の追加が行われるべきという意見が寄せられているところでございます。これにつきましてはアンバンドルすべき機能があれば、定期的な検証の機会にとらわれずに、適時適切にアンバンドルすることが必要であるとしているところでございます。

次に、標準的な接続箇所についてでございます。これにつきましても、答申（案）に賛同意見も寄せられるとともに、NTT東西から、次世代ネットワークとの接続に当たり、追加的な設置が必要となる次世代ネットワークの網終端装置に係る費用の一部を暫定的に不要とする等の措置を検討という意見が寄せられております。これにつきましては、答申（案）におきまして、NTT東西においては、特に中小のISP事業者の負担を軽減しつつ、NGN、地域IP双方に接続可能とする方策について、その実現の可否を含めて検討することが適当であるとしているところでございまして、このNTT東西の意見は答申（案）に沿った検討が行われているものと評価できるが、できる限り早期に結論を得て、具体的な措置を講ずることが適当であるとしているところでございます。

次に、第4章、接続料の算定方法等についてでございます。接続料算定方法の基本的な考え方につきまして、暫定接続料の設定の際、透明性・公平性の担保が必要であるという意見が寄せられております。これにつきましては、一定期間暫定的な接続料を用いることをやむを得ないと考えられるが、この場合でも、コストベースであることを前提として、透明性・公平性は確保された形で、接続料の設定が行われることが必要であるとしております。また、接続料の算定期間を明記すべきではないという意見も寄せられ

ておりますが、透明性確保の観点から、暫定的な接続料の適用期間は明確化することが必要であるとしているところでございます。

またフレッツサービス機能の接続料につきまして、アンバンドル接続料設定の是非を改めて検討することが適当という意見が寄せられているところでございますが、答申（案）の考え方に基づきアンバンドルをすることが必要としているところでございます。またNGNの接続料については、映像配信サービスの普及が進むよう、市場価格を重視した料金とすべきという意見も寄せられているところでございますが、NGNの接続料については、単純にパケット量比で配賦する場合は、映像配信サービスに多大な費用が帰属するおそれがあることから、NTT東西においては、この問題も含め、2008年9月末までに適正なコストドライバを検討し総務省に対し報告することが必要であるとしているところでございます。

次にIP電話サービス機能の接続料についてでございます。ひかり電話にかかる確定接続料はNGNの商用開始時にさかのぼって適用することが適当ではないかという意見でございます。これにつきましては、将来原価方式で接続料が設定されても、それまでの間の暫定的な接続料はサービス開始当初のサービス提供地域も限定される中で適用されるものであることをかんがみれば、事後精算制度を設けて商用開始時にさかのぼって、これを適用することまでの必要性はないものと考えられるとしているところでございます。

また、中継局接続の接続料につきまして、接続料の算定期間を明記すべきではないという意見が寄せられているところでございますが、透明性確保の観点から、暫定的な接続料の算定期間を明確化することが必要であるとしております。なお、中継局接続におきましては、接続事業者のサービス提供方法等によっては、接続料の設定と並行して設備増強やその負担の方法の検討が必要となる場合も考えられるが、その際負担方法のあり方としてビル&キープ方式の適用も検討対象となり得ることから、その趣旨を明確化する答申（案）の一部の修正を行っているところでございます。

次に、接続会計の設備区分についてでございますが、コストドライバについてオープンな場での検討を行う等、期限を明確にした実施体制が必要という意見をいただいております。これにつきましては、総務省においては、NGNに係るコストドライバに関し、学識経験者等の意見を踏まえながら検討を行うこととすることが適当であるとしているところでございます。

次に分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定に関してでございます。この部分につきましては、極めてたくさんの方々からご意見をちょうだいしているところでございまして、例えば意見111から、次の9ページ、意見119までが分岐端末回線単位の接続料設定に賛成するお立場の意見でございます。他方、意見120から、次の10ページ、意見123までの意見は、分岐端末回線単位の接続料設定に反対の立場からの意見でございます。その他、さまざまな意見をいただいているところでございますが、この部分についての考え方につきましては、後ほど答申（案）の修正箇所において、その考え方を詳細にご説明をさせていただきたいと思っております。

次に接続に関する同等性の確保等についてでございますが、これにつきましては、ルータ等については、網機能提供計画の対象とすべきという意見をいただいております。これにつきましては、ルータ等は接続を前提として開発されたものがほとんどであり、これまで、特段問題が生じたこともないことから、あえてルータ等、網機能提供計画の対象とすることまでは現時点では必要ないと考えられるとしているところでございます。

次に、スタックテストに関してでございますが、答申（案）に賛同する意見が寄せられる一方、当初からスタックテストを実施すべきでないという意見も寄せられております。これにつきましては、NGNの各機能は、接続料の妥当性を多角的に検証する必要性がより一層高いため、これらをスタックテストの対象にすることは適当と考えられるとしているところでございます。

次に、映像配信プラットフォームのオープン化についてでございます。NNI接続でのコンテンツ配信について、できる限り早期に技術上の問題を解消することが必要という意見が寄せられております。これにつきましては、NTT東西においては、できる限り早期に技術上の問題を解消し、NGNと他者のIP網とを接続して、両ネットワーク間のコンテンツ配信が可能となるように取り組むことが適当であるとしているところでございます。また、映像配信プラットフォームは、各プレイヤーの自由な事業展開にゆだねるべきという意見もいただいているところでございますが、コンテンツ配信事業者が、利用の公平性が確保された形でNGNに接続可能であることが必要であり、コンテンツ配信事業者に対してNTT東西においては、事業者間での公平な取り扱いをすることはもとより、接続の拒否事由やコロケーションルール、接続の手続などは、電気通信事業者との接続に準じた取り扱いをすることが適当であるとしているところでございます。

次に、固定通信網と移動通信網との円滑な連携についてでございます。NTTドコモとNTT東西間の連携については、公表約款に基づく接続方式での整理を要望という意見が寄せられております。これにつきましては、今後、現実的な姿が明らかになった段階でご意見も踏まえ、改めて検討を行うことが適当であるとしているところでございます。また、FMCについては、NTTが他事業者と同様の統合型のネットワークを構築することを認めるべきという意見もいただいております。これにつきましては、原則としてNTT東西と、NTTドコモは別個に設備を構築することとするが、これによりがたい場合でも排他的な設備共用を行わないようにすることが必要であるとしているところでございます。

また、IPv4からIPv6の円滑な意向につきまして、ISP事業者が保有するIPv6アドレスを用いてユーザーが直接インターネットとNGNの閉域網両方に接続できる仕組みが必要という意見をいただいているところでございます。これにつきましては、NTT東西においても、技術的問題の解消について早急に検討することが必要であるとしているところでございます。

最後に、接続ルールの見直しにつきまして、適時適切に接続ルールを見直すことが適当。あるいは課題の早期発見、解消に向けた取り組みを実施することが必要という意見が寄せられているところでございまして、これにつきましては接続ルールに見直すべき点が生じた場合は、適時適切に見直すことが必要であるとしていること、としているところでございます。

続きまして、答申（案）の内容でございますが、この中で、特に意見招請の結果等を踏まえまして、大幅に修正を行った分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定の是非に対する考え方について、ご説明をさせていただきます。

答申（案）の47ページをお開きいただけますでしょうか。（3）考え方のところでございますが、まず1）OSUを共用する案についての考え方でございます。47ページ目、一番下の部分からでございますが、各社個別に芯線を利用するよりは、OSUを共用し、1芯当たりの契約数を増加させるほうがFTTHサービスの提供コストを低廉化させることは可能であることから、競争事業者間でのOSU共用の取り組みを積極的に進めることが適当と考えられる。これに関し、競争事業者の7社連合はOSU共用の実現に向けて、共用実験を既に開始し、2007年9月運用ルールを定めることで共用は可能と考える等の検証結果を公表したところである。次の段階として現在NTT東西

の実機での検証が行われている状況であるため、NTT東西においては当該検証に必要な協力を行うとともに、競争事業者の要望があれば、事業者間の検討の場に参加するなど、競争事業者間におけるOSU共用の実現に向けて、可能な協力を行うように努めることが必要である。他方、NTT東西に対し、OSU共用を義務づけることにつきましては、意見招請結果等において懸念が多いこと等を踏まえると、必要不可欠な措置とまでは言えないと考えられるとしているところでございます。

次に、2) OSUを専用する案についての考え方でございます。これにつきましては、50ページ、上から2つ目のパラグラフをごらんいただけますでしょうか。そもそもOSU専用は、FTTHサービスの提供コストを低廉化し、もってFTTH市場における競争促進を図る観点から、「1芯当たりの接続料は固定」したままで接続料の低廉化を図るための工夫であるが、OSU専用には、接続料設定に当たってのいろいろな技術的な問題があることに加え、現在2008年度以降の加入光ファイバ接続料の認可申請が行われている状況を踏まえれば、OSU専用を実現するよりも、加入光ファイバの一芯当たりの接続料、そのものの低廉化を図ることが最も直接的・効果的な措置と考えられる。これは今後ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展し、FTTHサービスが我が国の基幹的なブロードバンドアクセスサービスの位置づけを有することが見込まれる中で、FTTH市場において、NTT東西のサービスシェアが既に70%を超え、新規契約数では約80%を占めている状況を踏まえると、FTTH市場における競争促進を図る観点から講じるべき必要な政策であると考えられる。このため、NTT東西においては、FTTHサービスの提供コストを低廉化し、もって事業者間競争の促進を図るという政策的要請を踏まえ、現在、認可申請中の2008年度以降の加入光ファイバ接続料の見直しを行うことが必要であるとしているところでございます。

次に3) Bフレッツに係る機能を接続料化する案について考え方でございます。これにつきましては、50ページの一番下でございますが、Bフレッツにつきましては、特定のISP事業者向けに接続先を限定することができない仕様となっているため、接続料設定に技術的な問題があること、またFTTH市場の競争促進を図る観点からは、まずは加入光ファイバ接続料の低廉化を図ることが最も直接的・効果的な措置であること等から、この案の可否は、今後の市場環境・競争環境等を踏まえ、上述の技術的問題等を含め引き続き検討をすることが適当であるとしているところでございます。

以上、まとめたものが4) でございますが、以上、改めて整理をすると、下から3つ

目のパラグラフでございますが、F T T Hサービス提供コストを低廉化し、もって競争促進を図るという政策的要請を踏まえ、N T T東西においては、F T T H市場における他事業者による活発な事業展開を考慮した需要予測の見直しを行うことが必要と考えられる。加入光ファイバ接続料の低廉化措置に加えて、競争事業者間でO S U共用に積極的に取り組むことにより、F T T Hサービスの提供コストをさらに低廉化させることが可能であることから、少なくとも当面は、このような競争環境下で、各事業所が営業努力等を行うことにより、F T T H市場における事業者間競争を行っていくことが適当と考えられる。なお、N T T東西においては、競争事業者間の検討の場への参加など、当該事業者間におけるO S U共用の実現に向けた可能な協力に努めることが必要である。

また、総務省においては、ダークファイバ申請の利用状況や、競争事業者間におけるO S U共用の取り組み状況など、今回の措置等に伴うF T T H市場における事業者間競争の進展状況を注視することが必要であり、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定については、今後市場関係や分岐にかかる技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適当であるとしているところでございます。なお、答申案の中におきましては、このほかにも事実関係の最新化でありますとか、あるいは表現の適正化等、幾つか修正を行っている部分がございます。この部分につきましては、赤字でお示しをしているところでございますが、詳細な説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問、どうぞお願いいたします。あるいは、接続委員会でのご議論が相当活発に行われたということがございますので、あるいは接続委員会の先生方、2名、コメントをいただければと思います。

○東海委員　酒井先生。

○根岸部会長　酒井先生、何かおっしゃっていただければ。

○酒井部会長代理　特に今は。

○根岸部会長　そうですか。どうぞ。

○辻委員　今、最後に説明されましたシェアドアクセスのところですが、前の合同ヒアリングで非常に問題になったところです。3案ぐらい出ていて、どういう決着になるのかと注視しておりました。私自身はA D S Lの経験から、技術的なO S U共用の可能性を中立的な機関等で検討すればよいと思っていました。現状のままですべて固定化して

いるんでしたら、技術的な解決でいけるかもしれませんが、やはり、ADSLのところと違うのは、ADSLでインターネットと電話等は、明確に分かれていますから、ADSLで何をしようが電話には干渉しませんが、シェアドアクセスは8本を2社で分けた場合、1社がグレードアップするとか、あるいは圧縮の方式を変えるなどとなると、他事業者がコストを払うのは嫌だということが生じます。やはり、自由な経営ができないということも理解できますから、ADSLの経験を適用することは、非常に難しいと思います。この8芯に分けるというそもそもの方式が、競争を促進して、光ファイバ、FTTHを推進することになじむのかなという感じがします。

ですから、NTTが1芯を8本に分割していますが、今のような技術的、あるいは経営上の問題があり、無理に1本ずつの接続料をつくるとも言えないような気がします。この方式が片づかない限りは、何か前に行かない気がします。このシェアドアクセスは一戸建て等の光ファイバ促進に有効と思っていたのですが、このままでいきますと、超高速のブロードバンドを2,000所帯までに普及させることが疑問です。

それからもう1点は、映像配信が始まりますと、非常に大容量を必要とし、1芯をギガ単位で利用するようになり、8本に分けることがその大容量に対応ができるかということもなります。CATV会社では、2本を引いて映像とインターネットと分ける方式を行っています。いわゆるシングルスター方式です。

将来のニーズを考えると、この8芯の問題に拘束されていると、ブロードバンド自体の進展が非常におくれるような気がします。これは総務省が政策的にこの8分岐をやめるとは言えないが、私は個人的にこのような意見に傾きつつあります。8分岐方式を見直すといった議論は、接続委員会であったのでしょうか。

○根岸部会長　　お願いします。

○古市料金サービス課長　　先生ご指摘のとおり、今の分岐の仕組み、8分岐の仕組みにつきましても、今後いろいろな環境変化によって、これはどんどん変わっていく可能性があるということでございまして、どういった分岐の仕組みをとるかということは、そのときの技術でありますとか、効率性に対する事業者の方々の判断に基づいて、これは見ていくということでございますけれども、先ほど、答申（案）の48ページ目にもございましたとおり、今回の意見招請結果等においても、例えばNTT東西へOSU共用を義務づけをしてしまうということになると、現在の分岐の仕組みを固定的にとらえるというおそれが出てくるんじゃないかという懸念も示されていたところでございます。

また、OSU共用自体は、光ファイバの効率的な利用、あるいはコストを低廉化するという観点から、やはり進めていくべきではないかというような意見も多数寄せられているところでございますので、こういったことを踏まえて、事業者間、競争事業者間で、OSU共用の実現に向けて、NTT東西にも、例えば実証実験であるとか、検討の場に参加していただくなど、協力をしていただくことによって、OSU共用の取り組み、これを進めていこうという整理をしているところでございます。

○根岸部会長 辻先生、どうぞ。

○辻委員 やはり経営上の問題になります。私は、回線の固定的な共用になりますと、1社の独自の経営判断が通らなくなるから、これは技術的と違う問題ですので、やはり合意をとりつけるのは非常に難しいような気がします。それからもう1点、OSU共用の方式はこれまでどおり検討ということで、それに変わる代替手段として、接続料の低廉化によって、光ファイバの進展を図るとというのが今回の趣旨であると思いますが、ADSLの経験では、やはり最初にコロケーション等の規制緩和があって、その後で事業者間の競争で、料金が低廉化し、これが加入者増加のドライブとなった。

このような価格のある程度目に見えた低廉化というものがないと、ヘビーユーザーは既に超高速に移った中で、ライトユーザーは特段100Mbpsも要らない、ADSLの20Mbpsも出れば快適だということになりますと、今の接続料の水準で、目標値を達成できる見込みというのはあるのでしょうか。

○古市料金サービス課長 まず、今回、たくさんの意見をいただきまして、それをいろいろと拝見しておりますと、突き詰めていくとFTTH市場における公正競争環境を整備するためには、FTTHサービス提供コストの低廉化を図る措置が必要であるという根本的な問題意識から発せられているということだと理解しておりまして、そういった点を踏まえまして、今回政策的な要請としてFTTH市場の競争促進を図る観点から、加入光ファイバの低廉化措置を図ることとしているところでございます。

これに加えて、先ほど申し上げました事業者間のOSU共用、これも積極的に進めることによって、さらにコストの低廉化を図ることによって、さらなるFTTH市場での競争促進を図っていきたいと考えているところでございます。

これによって、結果として、例えば光ファイバ関連のサービスの料金の低廉化といったものも期待しているところでございます。

○根岸部会長 どうぞ。

○辻委員 その場合、シェアドアクセスはサービス競争でありますから、ネットワークを引く企業が別にいることになります。すでにネットワークがあれば、それをどう共用するかという問題になります。基本的に今後のF T T Hないしブロードバンドの推進にはある程度ファシリティーベースの競争、つまりネットワークの伸長が前提となります。だから、これはF T T H市場でもう一つ違った業者、例えばC A T Vとか、あるいは今後出てくるW i M A X等、いろいろなネットワーク間でのファシリティーベースの競争で行く。従って、F T T H市場でのこの接続料ではサービス競争に力点を置いておられるというように見てよろしいでしょうか。

○根岸部会長 はい、どうぞ。

○古市料金サービス課長 やはり、競争促進を図っていく観点から、設備競争の促進とサービス競争の促進のバランスをいかにうまくとっていくかということが極めて重要だと思っております。

それで、設備競争の促進につきましては、新競争促進プログラム2010におきまして取りまとめているとおおり、例えば地方公共団体の光ファイバの利用でありますとか、先ほど先生からご指摘がありました広帯域の無線の活用促進といったものにも、今後総務省としても積極的に取り組んでいきたいと考えておりますし、また後ほどご説明させていただきますけれども、今回の加入光ファイバの接続料の見直しに当たりまして、設備競争をしておられる事業者の方々への影響というものについても留意しなくてはならないということによって、設備競争とサービス競争のバランスをとっていくこととしているところでございます。

○辻委員 最後に1点だけ、感想ですが。

○根岸部会長 どうぞ。

○辻委員 どうもF T T Hの伸び率が落ちてまいりましたから、ここで競争を喚起するような施策を打たないと2010年までに計画が実現するかどうか危ぶまれるような感じがします。今おっしゃった設備競争とサービス競争が進展するようなフレームワークの確立ということをぜひ行っていただきたいと思えます。

○根岸部会長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

○古市料金サービス課長 まさにおっしゃるとおりだと思っております、今回、まさに世界に先駆けて、アクセス網を光ファイバとする次世代ネットワークの商業化サービスをN T T東西が始めるということでございます。こういった観点から、やはり今回の

接続ルール整備、あるいはF T T H市場の競争促進によって、N T T東西においてもいろいろな多様なブロードバンドサービスを提供していけるような形にするとともに、電気通信事業者、あるいはコンテンツプロバイダであるとか、アプリケーションプロバイダ、そういった多様なプレイヤーが今後次世代ネットワークの上で公平な、あるいは多様な形でいろいろなサービス展開をしていけるような環境整備をしていくと。その結果として、低廉化あるいは多様化したサービスの享受を利用者の方々が受けることによって、利用者利益の向上にもつないでいくということが極めて大切だと思っております、その点、今後ともきちんと留意していきたいと考えております。

○根岸部会長　　どうぞ、ほかに。はい、どうぞ。

○長田委員　　ちょっと質問なんです。今の辻先生の話にもつながるんですが、私の職場が今年に入ってから光に変わりました。A D S Lから光に変わって、正直ほんとうに使う量がそんなにヘビーではないので、その差が感じられないところがあるんですね。だから、やはりネックになるのは料金の問題だと思いますので、そこが下がってこなければヘビーユーザー以外の人たちを導入していくというのはなかなか難しいところがあるかなというのはちょっと思います。

その上で確認なんです、この報告書を拝見していると、3年を目途に見直しというのが最後に出てくると思うんですけども、先ほどのご説明ではO S U共用の実証実験とかも進めていくというお話だったと思いますけれども、それは3年後の見直しに向けてという形なのでしょうか。ちょっと私も不勉強で申しわけないんですけども、今回接続料の引き下げという話が出ておりますけれども、どんどん光にかえて、F T T Hにかえていくということであれば、テンポよくどんどんいろいろなことをやって、何がやれるのかというのを検討していかなきゃいけないんじゃないかなと思ったものですから。

○根岸部会長　　どうぞ、お願いします。

○古市料金サービス課長　　今回、次世代ネットワークについて、接続ルールをおまとめいただくということでございますけれども、先ほどの答申案への意見及びそれに対する考え方の参考資料の一番最後の13ページの考え方にも示しておりますとおり、今回の接続ルール全体につきましては、もちろん全体については3年後に見直すということでございますけれども、競争セーフガードの対象として今回アンバンドルを追加するなど、接続ルールの基本的な枠組みについては定期的に検証していきたいと考えておりますし、

これに加えて、今回の接続ルール全体につきましても見直すべき点が生じた場合には、適時適切に見直すことが必要であるとされているところでございまして、このような点に留意しながら、総務省として対応していきたいと考えております。

○根岸部会長 はい、どうぞ、ほかに。はい、お願いします。

○東海委員 辻先生と長田委員のご指摘をお聞きしながら、やはり接続委員会としていろいろとまとめてきた立場として一言お話ししなきゃいけないと思います。行政としてのご回答というのは、まさに今お話があったとおりでらうと思っております。

しかしながら、接続委員会の過程を振り返ってみますと、今お二人の方がご指摘になったような視点、視野というものは皆さんお持ちでいらっしゃるようで、そういう意味で、例えばOSUの問題にしても、幾つかの案を検討している過程をるる書いているわけでございます。

最も公平ということになると、NTTも事業者としてその中に入り込んでいる形をとらなければ、完全な意味での公平ではないわけですね。そういう形がとればいいわけですけども、今ここでその結論を出すには、技術的な意味も含めて困難な課題が存在しているということで、別の意味で今度は専用という形を検討しているわけでございます。

その専用の場合には、どうしてもネックとなるのが、8分岐の中での未利用部分に対する手当が適切にできなければコストは安くないということになってしまうというので、そのあたりの工夫も一応考えたわけですね。基本料、加算料といった形でもって接続料計算をうまくやろうかということも検討課題として議論してきたわけですけども、残念ながら、それも今ここで具体的にその手法をとることが可能であるかどうかということをお考えすると、答申としてそれを結論に持っていくことがなかなかできないということで、現在の環境でできることは何だろうかということで、私の個人的な感覚と申していただくと、ある意味では現在の環境を踏まえた意味での暫定的な措置として、今回の場合にはあくまでもこのところでもって、競争事業者での共用の中でコストの低廉化。実は次の議題が関係してございまして、今、認可申請が出ているわけでございますが、そこで今、報告されるような形での接続料の低廉化を強くここで二、三年のうちに推し進めることによって、また一步、今各委員からお話もございましたような形でもって、もう少し共用専用の技術の発展。私は技術の専門家ではございませんので、その辺がよく自分ではしゃべれませんが、もう少し違った環境が出てくるのではな

いかという期待があるわけでございます。

今はまだそれに対する適切な、先生方がおっしゃるような先を見据えた環境の中での状況をつくり出すという結論を得ていないというところがございます。そういう意味で、結論的にはそういう形にならざるを得なかったと私は思っております。

また、それを3年という形でもって固定するという考え方は、私自身はこの文章からは受けとめておりませんで、場合によっては市場環境やら、あるいは技術のいろいろな工夫が先に進んでくれば、それは1年でも2年でも構わないんじゃないか。早急にそれは手を打つべきではないでしょうかと。

ですから、目標として持っていたものが辻委員や長田委員がお話しされたような状況を目標としていることは共有しているんじゃないでしょうかと私は理解いたしております。

○根岸部会長　ありがとうございます。

はい、どうぞ。お願いします。

○酒井部会長代理　私も同じようなことを補足させていただきますと、一番最初に辻委員がおっしゃった8分岐じゃなくて1本1本のほうがほんとうは筋がいいんじゃないかと。私もそれは個人的に賛成でして、そのほうが非常にすっきりして、その中に将来ギガを通せるかもしれませんし、ただ今現在としてNTTが8分岐が一番コストが安くできるということを、それをやっちゃいかんというわけにはいかないだろうと。ただ、この8分岐の共用を義務づけるということは、ある意味では固定化する話になってしましまして、途中から急に4分岐に変えちゃうとか、あるいは8分岐といっても中のビットレートを自由に変えるとか、そういうことができなくなってしまうので、8分岐という方式がこれから20年間ぐらい変わらないならそれは当然共用を義務づけるべきだと思いますけれども、二、三年たつと変わるかもしれない、二、三年かどうかわかりませんが。そうすると、それを絶対にやらなきゃいけないと固定するのはまずいだろうと思ひまして、ちょっとこの8分岐そのものは、少し今は時期尚早というか、これだけ技術がわからない段階で1つの方式を固定するのは危ないと思っております。

そういう意味で、専用線とか、いろいろほかにもあるわけですが、このあたりは東海委員がおっしゃったような形で今現在すっきりした可否が出ないというのが現状だと思います。

○根岸部会長　ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。

この答申案の51ページのところにまとめというのが書かれていまして、今お話のようなもののまとめになっています。そのまとめの下に1、2、3とありまして、その1、2、3にかんがみると、F T T H市場における公正競争環境を整備するためには、F T T Hサービス提供コストの低廉化を図る措置が必要という問題意識から提起されているということでまとめられていて、したがってこのような中で、多分次の案件になっているわけですが、2008年度以降の加入光ファイバ接続料の認可申請が行われていて、その中で先ほどちょっと政策的とおっしゃったと思いますけれども、結局ダークファイバをたくさん利用してくださいということですよ。その需要を多く見積もるということでしょうか。そういうことで、一芯当たりの加入光ファイバ接続料そのものの低廉化を図ることが、これが最も直接的、効果的だと結論づけられていまして、したがって、この需要予測というものの見直しが必要ということにここではなっていると。次の課題と関係しているわけで、それとともに今のようなお話で、O S Uの共用という問題もあって、ここでは競争事業者間のO S Uの共用をまず積極的に取り込むということが書かれていて、しかしN T T東西においても競争事業者間の検討の場への参加などと書いてありまして、そこにO S U共有の実現に向けた可能な協力を努めることが必要であるということで、また総務省においてもこのO S Uの共用の取り組み状況とか、ダークファイバの芯線の利用状況など、この事業者間のF T T H市場における進展状況を注視して、そして今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討ということになっていまして、改めて検討というのが今のお話では必ずしも3年ではなくて、その状況がどんどん変化しているわけだから、できるだけ早くというご趣旨のお話があったと思います。

このようなことで意見調整を踏まえて、この間の最初の答申案ではこのところはまだ意見調整を踏まえた上で検討するとなっております、それがこのような形でまとめられたということでもあります。よろしいでしょうか。

そうしましたら、次のテーマと密接に関係しておりまして、今回の次世代ネットワークに係る接続ルールの基本的なあり方についての答申といたしましては、この答申案のとおり答申するという形で進めさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○根岸部会長 はい、ありがとうございます。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について【平成20年1月15日付け諮問第1200号】

○根岸部会長　それでは、今お話のようなことでありまして、次の諮問第1200号、東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について審議したいと思います。

本件も、ことしの1月15日開催の部会におきまして総務大臣から諮問され、2月14日までの間、1回目の意見募集を行いました。その語、2月20日に提出された意見を公表するとともに、3月5日までの間、再意見の募集を行い、2回の意見募集でいただいた意見を踏まえて接続委員会で検討いただきました。本件につきましても、接続委員会の主査の東海委員よりその検討結果について、ご報告をお願いいたします。

○東海委員　それでは、お手元の資料の89-2をもとにいたしまして、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について、接続委員会における調査審議の結果をご報告させていただきたいと思います。

本件は、平成20年度以降の加入光ファイバ、光信号端末回線伝送機能等の接続料設定に関する接続約款の変更の認可について調査審議を行ったものでございます。本年1月の当部会において総務大臣から諮問をされまして、部会長からお話があったような形でもって意見調整が行われまして、当委員会で調査検討いたしました。

検討の結果でございますが、お手元の資料の89-2の表紙をおとりいただきますと、1ページという報告書がございます。この報告書でございますとおり、記の1番をござらんいただきたいと思いますが、光ファイバ1芯当たりの低廉化を図るとい、先ほどの答申と非常に深くかかわっているわけでありまして、そのため、総務省において、まず①といたしまして、NTT東西に対して、ダークファイバ需要予測を修正した上で加入光ファイバ接続料を再算定するとともに、乖離額調整制度という新しい方式でございますが、この方式に係る規定の修正を行うことを要請するというのが第1点。

それから、②といたしまして、NTT東西に対して、上記①の修正を反映した接続約款の変更認可について、本件に係る要請後、可及的速やかに補正申請を行うことを要請する。この2点について、確保することを要望事項としております。具体的な内容につ

きましては、先ほどの答申との関係もございますので、総務省よりご報告いただきたいと思っております。

○根岸部会長　　じゃ、お願いします。

○古市料金サービス課長　　それでは、資料89-2に基づきましてご説明させていただきます。報告書の次に別添2といたしまして、平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に対する意見及びその考え方の資料をおつけいたしております。これにつきましても、多数の意見が寄せられているところがございますので、この中の主な意見を抜粋いたしまして、その内容及び考え方につきまして、その次の答申書案の次、申請概要がついておりまして、その次に参考資料1、横長の資料をおつけいたしております。この資料をごらんいただけますでしょうか。

まず総論についてでございますが、NTT東西と接続事業者だけではなく、みずから光ファイバ網の構築を行い、NTT東西と競争を行っている事業者を含めた3者間における公平性が保たれるような十分な配慮が必要という意見でございます。

これにつきましては、加入光ファイバの1芯当たりの接続料の低廉化を図ることがFTH市場における競争促進を図る観点から講じるべき必要な政策と考えられるが、当該低廉化措置が設備競争の進展に支障を与えないように配慮することも重要と考えられるとしているところでございます。

次に、算定根拠について、情報の開示が不十分な点が多く、接続料の妥当性を十分に検証することができないという意見が寄せられております。

この意見につきましては、需要予測、あるいは利用芯線の割合、未利用芯線に関する減価償却費の見込み方や、将来予測で使用されている各種伸び率等の情報については、経営情報に係るデータもあることから、公表可能な内容には一定の限界はあるが、接続料算定の過程を検証することが可能な情報は公表されているものと考えられる。ただし、NTT東西においては他事業者からの要望を踏まえ、接続料算定の過程を検証可能となるような情報の提供にできる限り努めることが適当であるとしているところでございます。

次に、算定期間につきまして、例えば算定期間を5年間とすべき、あるいは7年間とすべきといった意見をいただいているところでございます。

これにつきましては、将来原価方式は、算定期間については5年以内であれば申請者が任意で設定可能である。今回の申請は算定期間は3年としており、上限である5年以

内に設定されていることから、特段問題はないと考えられるとしているところでございます。

また、実績原価方式を採用すべきではないかという意見もいただいているところでございますが、これにつきましては、今回の申請案について、接続料の算定期間内でBフレッツのユーザー数を比較してみても、NTT東西ともに3倍以上の増加が想定され、今後新規かつ相当の需要の増加が見込まれると言えることから、将来原価方式を適用する要件に該当していると考えられるとしているところでございます。

次に、稼働芯線数に係る需要予測についてでございますが、本申請の算定期間に係る需要については、敷設済みの未利用芯線により大部分が対応可能と考えられることから、最適な設備をもとに、費用を見直した上で接続料を再度算定することが必要という意見が寄せられております。これにつきましては、敷設した光ファイバの中に未利用芯線が一定割合生じるのは、例えば長期的に想定される需要に対応した芯線数の多いケーブルをあらかじめ敷設するほうが効率的であること。また、必ずしも想定される需要に近似した芯線数のケーブルを敷設可能であるわけではないこと。こういった点にかんがみるとやむを得ないことと考えられる。

しかし、未利用芯線はその割合をできる限り低減させることが必要となる。NTT東西においては、今後の需要の動向を踏まえながら、未利用芯線の割合が高まることがないように、可能な限り効率的な敷設を行うよう努めることが必要であるとしているところでございます。

次に、耐用年数についてでございますが、光ファイバの経済的耐用年数は30年以上とすることが適当とする意見。逆に、耐用年数を延長することは時期尚早であり反対という意見、それぞれいただいているところでございます。

これにつきましては、光ファイバの耐用年数については、LRICモデルの経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定しており、適切なものと認められるとしております。

次に、NTT東西の効率化についてでございます。本申請の算定根拠では、費用予測の際に見込む効率化係数を3%としているが、その詳細な根拠を開示し、外部からこれを検証すべきという意見でございます。

これにつきましては、接続の低廉化を図る観点から、NTT東西に対しては一定の効率が求められる一方で、効率化が達成できないとその分乖離額が発生することをかんが

みれば、今回の3%という効率化係数は必ずしも不十分な割合というわけではないと考えられるとしております。

最後に、乖離額調整制度の導入につきまして、乖離額調整制度の導入に賛成する立場のご意見、逆にこの導入について慎重な立場からの意見、たくさんいただいているところでございます。これらの意見につきましては、後ほど今回の平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関する全体の考え方をご説明する中で、この部分についての考え方についてもあわせてご説明させていただきたいと考えております。

続きまして、報告書をごらんいただけますでしょうか。報告書の2ページ目以降についております別添1の資料が今回の加入光ファイバ接続料改定に関する考え方でございます。

2ページの考え方の部分でございますが、まず(1)乖離額調整制度とダークファイバ需要予測の修正についての考え方でございます。将来原価方式における乖離額調整制度は現行制度上認められていない。しかし、②にありますとおり、電気通信市場全体の動的な市場環境等を考慮して、NTT東西にとってコントロールできないリスク、すなわち他事業者のリスクを相当程度見込んだ合理的な予測を行う場合には、乖離額調整制度を認める余地もあり得ると考えられる。

この点、今回の申請案について、他事業者のリスクに該当するダークファイバ芯線数の需要予測を見ると、Bフレッツの稼働芯線数に占める割合を平成18年度末の実績値に固定して予測を行ったものであるが、NTT東西がこのような保守的な予測を行うことにはやむを得ない面があり、1つの合理的な予測方法と考えることができる。

しかし、今回の申請案は、現行の算定期間と今回の算定期間におけるブロードバンド市場の市場環境の差異を踏まえ、F T T H市場で事業者間競争が活発に展開される可能性を考慮したものとは言えず、乖離額調整制度を特例的に導入するに至る他事業者のリスクを想定した予測とは認められない。

他方、⑤にありますとおり、F T T H市場におけるNTT東西のサービスシェアが既に70%を超え、かつ新規契約数では約80%のシェアを占める中で、今後ADSLからF T T Hへのマイグレーションを見据えると、設備競争に支障を与えないように配慮しつつも、F T T H市場での事業者間競争の促進に軸足を置いた競争政策を展開することが、利用者利便の向上を図る観点からこれまで以上に重要になると考えられる。

この観点から、先ほどご説明させていただきましたとおり、「次世代ネットワークに

係る接続ルールの在り方について」答申案におきまして、加入光ファイバの1芯当たりの接続料そのものの低廉化を図ることが事業者間競争を促進するために最も直接的、効果的な措置とされたというところでございます。

このため、NTT東西においては、FTHサービスの提供コストを低廉化しもって事業者間競争を促進するという政策的要請を踏まえ、他事業者による活発な事業展開を考慮した需要予測を行うことが適当である。

また、当該取り組みは、加入光ファイバの利用芯線の割合を高める観点からも有効な取り組みである。

なお、⑨にありますとおり、NTT東西が、上記政策的要請を踏まえ、ダークファイバ需要予測の見直しを行う場合、予測と実績が乖離した場合の乖離額をNTT東西のみに負担させることは適当ではないことから、当該乖離額を次期接続料原価に算入し、接続事業者を含めて公平に負担する乖離額調整制度の導入を特例的に認めることが必要になると考えられるとしているところでございます。

次に、(2)ダークファイバ需要予測の修正についての考え方でございます。

申請案のダークファイバ需要予測は、上記政策的要請を踏まえ、FTH市場における他事業者による活発な事業展開を考慮した需要予測の見直しを行う際には、ADSL市場の需要拡大期における接続需要の伸び率、今回の算定期間におけるシングルスター方式の芯線の利用状況、設備競争の進展への配慮の3点を総合的に勘案することが必要である。

まず、今回のダークファイバ需要予測の見直しは、当該見直しを契機として、FTH市場で活発な事業者間競争が行われることを想定して行うものであるが、この点、ADSL市場もメタル回線のアンバンドルを1つの契機として、活発な事業者間競争が行われ、これに伴いアンバンドル機能であるラインシェアリング等の他事業者による利用が大幅に拡大したことから、ADSL市場の需要拡大期における接続需要の伸び率を勘案するのは1つの適切なアプローチと考えられる。

また、5ページ目の2つ目のパラグラフでございますが、今回の見直しにおいては、主にシェアドアクセス方式の需要予測を見直すことが適当であるが、その結果、シングルスター方式と、シェアドアクセス方式の間で競争の進展状況に差異が生じないように留意することも必要であることから、シェアドアクセス方式の需要予測の見直しの際には、今回の算定期間におけるシングルスター方式の芯線の利用状況も勘案して行うこと

が適当である。

さらに、NTT東西の光ファイバを利用してサービス提供を行う事業者は、ダークファイバ需要予測の見直しによりFTHサービスの提供コストを低廉化させることが可能となる一方で、みずから設備を敷設してサービス提供を行う事業者は、設備コストを低廉化させるためには、みずからの事業運営の効率化が必要となり、それには一定の限界があることにかんがみれば、接続料の低廉化効果が設備競争の進展に支障を与えることのないように留意することも必要となるとしているところでございます。

最後に、乖離額調整制度に関する基本的な考え方でございます。これにつきましては、先ほど見ていただきました参考資料1の後ろにつけております参考資料2の横長の表紙をめくっていただきまして、ポンチ絵をごらんいただきながらご説明させていただきたいと考えております。

今回の乖離額調整制度につきましては、将来原価方式は現行制度上認められないわけでございますけれども、NTT東西が上記政策的要請を踏まえダークファイバの需要予測を見直す場合、これに伴い特例的に認めるものであることから、今回の接続料算定に限定した措置として認めることとすることが適当であるとしております。

具体的な調整対象となる乖離額についてでございますが、この乖離額調整につきましては、案1のように、需要の乖離を対象とするのか、それとも認可申請にありました案2のように、需要だけでなく費用の乖離も含めて対象とするのかが問題となるわけでございますが、これにつきましては、例えば案2のように、予測費用と実績費用の乖離要因として考えられる物価変動等の外的要因や、NTT東西の効率化の進展等の内的要因などは、いずれもダークファイバ需要の予測の見直しとは無関係に発生するものであること。あるいは、費用の差額をすべて調整対象とし、接続事業者で事後的に負担することになるとNTT東西における効率的な業務運営を行うインセンティブが損なわれること。こういった点を踏まえますと、費用を含めた形で調整するというのではなくて、案1のように、需要の乖離を対象として乖離額調整を行うことが適当としているところでございます。この需要の乖離額について、NTT東西の利用部門を含む接続事業者で応分の負担をすることが適当としているところでございます。

次に、2ページ目でございますが、乖離額の調整方法についてでございます。今回の接続料の算定期間は平成20年度から平成22年度までの3年間であることから、次期接続料の認可申請は平成22年度中に行われることが想定されるところでございます。

このため、平成22年度の乖離額につきましては、平成22年4月から次期接続料の申請時において、実績需要が把握可能な月までは実績と予測の需要の乖離に基づき、その乖離額を算出可能なわけでございますけれども、それ以降の期間につきましては、そういった実績乖離額が把握困難でございますので、その時点で需要の再予測を行いまして、再予測需要と予測需要の乖離に基づく乖離額の算出をして、次期算定期間の接続に原価算入するという形にしております。

さらに、平成22年度終了後、この期間における実績乖離額が判明した後、再予測とその実績の乖離額の差分について、次々期の算定期間の接続料を原価に算入するという形としているところでございます。

なお、調整対象となる乖離額を原価に算入することにより、接続料水準の急激な変動が生じるおそれがある場合は、乖離額を複数の算定期間に分けて算入するなど、それを緩和する措置を講じることが求められるとしているところでございます。

こういった考え方に基きまして、報告書でございますが、冒頭東海主査からご説明がございましたとおり、今回、ご説明があった2点について確保されることを要望するという報告書が整理されているところでございます。

説明は以上でございます。

○根岸部会長 はい。それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞご質問、ご意見ありましたらお願いします。どうぞ、お願いします。

○辻委員 この需要予測であります。私は今から五、六年前にプライスキャップの研究会で平成12年でトラフィックがどこまで下がるかを予測しました。あのときは固定電話でしたから、いろいろなデータはすべて公表ベースで得られ、機密、非開示のものはありませんでした。あらゆるデータを総合的に見て、精緻な計量モデルで平成12年から15年ぐらいまでを予測したと思います。そのときも委員会でも非常にペスティミスティックな予想だったんですが、いろいろな紆余曲折を経て、減る程度が中ぐらいとか、あんまり減らないとかケースで分けて予測したが、非常に難しかったのを覚えています。ここの需要予測の結果は、申請概要の113ページに出ているのが予測ですね。このデータでよろしいのでしょうか。

○根岸部会長 今の申請概要。110ページから始まっていますが、今は113ページ。

○辻委員 これが算定の基礎になっている需要と見てよろしいんですか。

○古市料金サービス課長 そうでございます。

○辻委員 通常、精緻な分析をしますと、例えば一番下にBフレッツ年度末契約数が年度ごとに140万、140万、170万ときれいに数字が丸めてありますが、何か精緻な予測の結果として出てきたと読めないような気がします。ですから、今のご説明では、需要予測についてはいろいろな機密にかかわる情報があるから、ここではどういうふうな予測をされたかは出てこないですが、単純にこういう倍々ゲームで増えるという予測ですと、誤差が出てくるのは当然です。その手当というのにも要るかと思います。この需要予測の算定の基礎になったようなものは、どのような推計の方式とか、そちらで把握されておられますか。

○根岸部会長 今の113ページのBフレッツ年度末契約数の純増数のところをおっしゃったのでしょうか。

○辻委員 これは1つの例ですね。推計しますと、やはりもう少し数値が小数点が出るとか、あるいは単純に倍々でないようなものになります。私がお聞きしたいのは、どのような推計のプロセス、方式みたいなものがあるのか、言っていたら結構ですので。

○古市料金サービス課長 申しわけございませんが、先ほどの参考資料1の1ページ目をごらんいただけますでしょうか。1ページ目、算定根拠についてでございますが、その中の考え方につきまして、需要予測につきましては、NTT東西分と他事業者分に分けて行っておりまして具体的な算出方法につきましては、NTT東西分のうち、専用線等は平成18年度末実績に据え置いております。Bフレッツにつきましては、平成22年度末で東が1,140万、西が900万としておりまして、これをもととして、ファミリータイプとマンションタイプの契約数は戸建てと集合住宅の世帯数比で算定しているところでございます。また、契約数から稼働芯線数を算出する方法は、ファミリータイプで8契約までを1芯収容としているところでございます。

一方、他事業者分は、先ほどご説明いたしましたとおり、平成18年度末のBフレッツに占める割合に固定して、稼働芯線数の予測を行っているところでございます。

○根岸部会長 今は参考資料1に基づいてお話しいただいたんですね。

○古市料金サービス課長 はい。

○根岸部会長 参考資料1というのと、参考資料2というのがありまして、今のは参考資料1の……。

○古市料金サービス課長 1の算定根拠に……。

○根岸部会長 稼働芯線数に係る需要予測について、ここの部分ですね。

○古市料金サービス課長 はい。

○辻委員 私個人的に研究のテーマとして、F T T Hを予測するかに非常に関心があって、自分も計測しています。そんな関係で聞いたわけです。

それから、もう1点、乖離の出た場合の精算です。計画や予測が外れるということは往々にしてありますから、外れた場合の負担の公平のあり方とか、あるいはモラルハザード防止といった問題もあります。お互いが真摯に追及して、結果としてなればいいのですが、モラルハザードから生じるような乖離はまずいと思います。ですから、6年前には精算ということを入れましたが、事業者の方には非常に評判が悪くて、帳簿を締めてしまってから請求書がまた来るのは困るということで、精算部分の一部は次期に上乘せするというのがありました。これは事後的な精算的について、経営としては認められないといった議論は、今回も出たのででしょうか。

○根岸部会長 はい、どうぞ。

○古市料金サービス課長 先生ご指摘のとおり、実績原価方式の接続料につきましても、以前は事後精算制度ということで、遡及して精算するという方式をとっていたわけですが、これについてはやはり事業者の方々から、例えば事業計画を立てるという観点、あるいは事業の予見性の観点から、問題があるのではないかというご指摘も踏まえて、昨年3月に答申いただきました接続ルールの見直しの中で、事後精算という形ではなくて、次の接続料を算定期間に乖離額を原価算入していくという調整制度を導入いたしまして、後ほどまさにご説明しようとしている案件でございますけれども、平成20年度の実績原価方式の接続料算定からそういった方式をとることといたしております。

今回の特例的な乖離額調整制度につきましても、あくまで乖離額について遡及して精算するというのではなくて、次期の接続料算定期間に原価算入していくということでございますので、例えばそういった事業の予見性からの問題というものは生じないものと考えております。

○辻委員 わかりました。

○東海委員 一言よろしいですか。

○根岸部会長 はい、どうぞ。お願いします。

○東海委員 今の辻先生のご質問についての適切なご回答は今お話しになられたとお

だろうと思えますけれども、先ほどの最初の議題で接続ルールのあり方について、答申をご了承いただいたことと関係しているところを理解いただきたいというところでございまして、やはりこの光の問題について、接続料を安くしていこうという考え方を前向きに取り組んでいかなければならないのではないかとということで、今回の具体的に認可申請があった問題について、そのまま認可するという形をとらなかった1つの大きな理由は、今ちょうど辻先生が指摘されたような需要予測に対してどうしても控え目に見込んでしまいがちだと。これも正式な表現ではありませんけれども、なぜかという、将来原価方式には、いわゆる精算を含むところの、後ろを振り返った形での調整制度がないわけですね。そうすると、自然に分母のほうのボリュームについては控え目に見込んでおけば、NTT東及び西にとってはいわば保守的な見込みができるわけですね。ですけれども、そのような形をとっていたならば、先ほど来、答申でお話ししてきたような趣旨のことが前向きに取り組めないじゃないかというのが大きな今回の要望事項の根拠になっているわけです。

ただし、そういうふうにして需要予測を、おそらくNTT東西さんも東西さんなりの計測方法を地道にやられたんだろうと思えます。数字は丸いかもしれませんけれども、やられたんだと思えます。その見方は、やはり将来のことですから、幅があるわけですから、できる限り接続料算定を当面の一、二年の間、少し抑えぎみに計算するためには、分母のほうを少し大きく。大きくというのは、実態により乖離してという意味ではなくて、1つの方法としてそういう見積もりの方法というものをとることを望むということを行っているわけでございます。

しかし、そのためには、やはり将来原価方式の中で、これまではルールとして認められていなかった調整的な手法をどうにか取り込まなきゃならない。しかし、実績原価方式でも事後精算はやめたという基本方針を決めているわけですから、あくまでも乖離額調整ということを経営にかさのぼるという形であって、そういう手法を取り入れたということであると同時に、もう一つは3年の特例だけだということ。この3年間だけだということであって、これが将来原価方式のやり方としてこれからはほかのものにも適用されたり、あるいはこの方法が延長されたりということは、基本的には考えていない現状はご理解いただきたいなということでございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。今の乖離額の調整方法についてというのは、参考資料2の2枚目に書いてあることを先ほどご説明いただいたということによろしいん

ですよね。次期の接続料原価に含むという。

○東海委員　　そういうことです。と同時に、実績については、少し刺激、インセンティブを与えて頑張ってください。実績については、そのような形を取り込んでいるということ。

○根岸部会長　　はい、わかりました。どうぞ。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○根岸部会長　　そういたしますと、先ほど東海委員のほうから部会に対する報告書というお話がございましたが、それと同じ内容で、下のほうに102ページと書いてありまして、この答申案というのがありますが、これの案をとって答申とするということにしたいと思います。NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可に関する審議会の考え方は以下のとおりである。総務省においてFTTHサービスの提供コストを低廉化しもって事業者間競争の促進を図る観点から、以下の2点が確保されることを要望すると。

①NTT東西に対して、別添1に記述した考え方にに基づき、ダークファイバ需要予測を修正した上で加入ファイバ接続料を再算定するとともに、乖離額調整制度に係る規定の修正を行うことを要請すると。

それから、②として、NTT東西に対して、上の①、今の修正を反映した接続約款の変更認可について、本件に係る要請後可及的速やかに補正申請を行うこと。これを要請するということでもあります。この要請、要望をつけまして答申するというにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度の接続料等の改定）について【平成20年1月15日付け諮問第1199号】

○根岸部会長　　それでは、次は諮問第1199号、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可でございます。先ほどお話のございました実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度の接続料の改定につきまして審議したいと思います。本件もことしの1月15日開催の部会におきまして、総務大臣から諮問され、

2月14日までの間、1回の意見募集を行いました。その後、2月20日に提出された意見を公表するとともに、3月5日までの間、再意見の募集を行い、2回の意見募集でいただいた意見を踏まえまして、接続委員会で検討いただきました。この結果につきましても、東海委員からご報告をお願いいたします。

○東海委員 資料の89-3をご参照いただきたいと思います。東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度の接続料等の改定）についてでございます。接続委員会における詳細審議の結果をご報告させていただきます。

本件は、専用線等の実際費用方式を適用する平成19年度と平成20年度の接続料の改定並びにその他手数料等の改定に関する接続約款の変更の認可について、調査審議を行ったものでございます。本件につきましては、本年1月の当部会において、総務大臣から諮問されましたが、意見募集等の過程は、先ほど部会長のお話にあったとおりでございます。

検討の結果はお手元の資料89-3の1枚めくっていただくいつものとおりの1ページの報告書にございますとおり、これは諮問のとおり認可することが適当ということといたしました。詳細については、総務省でご説明いただきたいと思います。

○根岸部会長 では、お願いします。

○古市料金サービス課長 それでは、資料89-3に基づきまして、ご説明させていただきます。資料の2ページ目をおあげいただけますでしょうか。実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度の接続料等の改定に対して寄せられた意見の内容及びその考え方について、ご説明させていただきます。

まず意見1については、今回の申請について賛同するという意見でございます。

次に意見2は、ドライカップ回線や公衆電話機能の接続料原価について、指定設備管理運営費の詳細が明らかでないため、接続料の妥当性を検証することが事実上不可能であるという意見でございます。これにつきましては、ドライカップ回線に係る接続料及び公衆電話機能に係る接続料については、効率化等により接続料原価は毎年度低廉化傾向にある一方で、稼働回線数や通話時間などのトラフィックの減少が両機能の単金の上昇要因となっているものである。また、両機能に係る接続料原価については、平成18年度接続会計により整理された管理部門の資産及び費用に基づき算定され、かつその詳細については網使用料算定根拠及びNTT東西による事業者説明会において明らかにさ

れていることから、接続料の妥当性について、外部からの検証は可能と考えられるとしているところでございます。

次に意見3、今回の接続料改定において、接続料原価の詳細などについて、十分な検証を可能とすることが必要という意見でございます。これにつきましては、平成18年度接続会計によれば、NTT東西ともに施設保全業務等に係る費用を大幅に削減しており、今回の接続料改定では概ね引き下げとなっている。また、接続料原価の情報については、網使用料算定根拠及びNTT東西による事業者説明会において明らかにしており、接続料の妥当性について外部からの検証は可能と考えられる。なお、NTT東西においては、引き続きコスト削減に努めることが望ましいとしているところでございます。

次に意見4でございますが、近年のドライカップの回線部分に係る接続料の上昇傾向を見越した激変緩和措置を講ずるべきという意見でございます。これにつきましては、接続料は原価に照らし、公正妥当なものとなるよう設定する必要がある。接続料の上昇を抑制するために、減価償却期間を長期化する等の激変緩和措置は適正原価に基づく接続料設定の原則に反するものであり、適当ではないと考えられるとしております。

次に意見5、ドライカップ回線コストの各項目について、増減理由や増減傾向等の情報を開示すべきという意見でございます。これにつきましては、ドライカップ回線コストの各項目の増減理由はNTT東西の再意見に示されているところである。また、ドライカップ回線コストは、来年度以降の増減傾向等を定性的に把握することが困難と考えられる。なお、NTT東西においては、主要な接続料の増減理由等について、引き続き事業者説明会等において、できる限り明らかにするよう努めることが適当であるとしております。

次に意見6、公衆電話機能のコストの施設保全費の内訳や業務委託の内容等について、詳細な情報を開示すべきという意見でございます。これにつきましては、平成18年度にNTT東西が実施したアウトソーシング等による効率化施策の具体的内容については、昨年9月の電気通信事業部会において、総務省から報告・公表されている。なお、業務委託の内容等については、平成19年4月に開始する会計年度の接続会計報告書において、個別の社名と業務委託額を開示することが適当であるとしております。

次に意見7、公衆電話発信機能について、一層の費用削減施策の検証を実施すべきという意見でございます。これにつきましては、公衆電話機能に係る接続料については、昨年9月の情報通信審議会答申等を踏まえ、経営効率化による赤字額の縮小や負担金の

抑制の観点からも、コスト削減に向けたさらなる努力をすべきであり、今後も経営効率化に向けた取り組みが引き続き行われるべきとしているところでございます。

次に意見 8、N T T 東西の業務委託費の適正性の確保について、引き続き検討の上、早期に必要な措置を講じることを要望という意見でございます。これにつきましては、業務委託費の適正性等の検証については、平成 1 9 年 4 月に開始する会計年度の接続会計報告書において、個別の社名と業務委託額を開示することが適当であり、また業務委託費の適正性の検証のためのベンチマーク等については、平成 1 9 年度接続会計報告書の開示情報を踏まえ、総務省において引き続き検討を深めることが適当であるとしております。

次に意見 9、光ファイバに関するサービス別の回線管理運営費の単金における N T T 東西間の乖離要因について、N T T 西日本は詳細な情報開示を行った上で、業務効率性を検証すべきという意見でございます。これにつきましては、光ファイバの回線管理運営費について、N T T 東西間で生じている格差は、契約者データベース管理について業務効率化のために実施した機能拡充の仕様及び開発時期等が異なることによるコスト差と、稼働回線数の相違に起因しているものであるとしております。

次に意見 1 0、貸倒損失の接続料原価の算入の事例が生じないよう、企業努力が望まれるという意見でございます。これにつきましては、昨年 3 月の情報通信審議会答申に示したとおり、N T T 東西の管理部門が適切なリスク管理を行うことを前提として、それにもかかわらず発生する貸倒損失については、一般的な事業リスクとして、接続料原価の一部に算入することが適当であるとしております。

次に意見 1 1、料金回収手続の算定方法について、N T T 東西が接続事業者の料金を回収することにより追加的に発生する増分費用に基づく算定方法に移行する等、抜本の見直しが必要という意見でございます。これにつきましては、N T T 東西の利用部門と接続事業者との競争中立性を確保する観点から、全費用を N T T 東西の利用部門と接続事業者が応分に負担する方法に合理性が認められるとしております。

次に意見 1 2、料金回収手続の原価のうち、N T T 西日本における郵送料が大幅に上昇しており、その原因を検証すべきという意見でございます。これにつきましては、今回、郵送料が大幅に上昇しているのは、同封物の重量が前年度比で約 4 割減少し、相対的に請求書への案分額が増加したことによるものであり、妥当なものと考えられるとしております。

次に意見13、法定耐用年数経過の設備使用料について、NTT西日本はNTT東日本と同様、平成13年度設備に係る平成18年度分の負担額から、減価償却費相当を控除した設備使用料により精算を行うことが適当という意見でございます。これにつきましては、今回の法定耐用年数経過後の設備使用料の算定に当たっても、接続事業者がコロケーション設備を設置または更改した時点をNTT東西の設備の構築時期とするとともに、その適用時期を設備単価の算定方法の導入年度以降のものとするには合理性が認められるとしているところでございます。

次の意見14、その次のページの意見15につきましては、設備使用料の算定方法、あるいはコロケーション費用の遡及適用の廃止に伴う調整額の算定方法等について、詳細な情報の開示、あるいは接続事業者に対する説明を求める意見でございます。これにつきましては、今回の接続約款の変更の認可申請等において、そのような情報が明らかにされているとしているところでございます。

次に16ページ、意見16でございます。一部の手続費と工事費が精算の対象として残されており、網使用料と同様の扱いとし、事後精算を廃止すべきという意見でございます。これにつきましては、光信号分岐端末回線接続工事費のように、年度をまたぐ接続事業者の利用の偏在が大きいものについては、費用負担の公平性が損なわれる可能性も考えられることから、これら一部の工事費等について精算制度を継続採用することに合理性は認められるとしております。

次に意見17でございます。β値は従来どおりの設定であり、見直しの検討を行うことを要望という意見でございます。これにつきましては、17ページの上から3つ目のパラグラフでございますが、β値の見直しについては、コーポレート・ファイナンスの分野では類似企業のβ値に基づいて算定する手法が一般的であることを踏まえ、NTT東西の事業と類似の事業を営む主要各国通信企業の株式価格のβ値に基づき算定したものであり、妥当なものと考えられる。なお、β値は適宜適切に見直しを行うことが適当と考えられるとしているところでございます。

続きまして、19ページをおあげいただけますでしょうか。スタックテストに関しまして、意見18は本施策を実施することを強く期待という賛同意見でございます。

最後の意見19につきましては、スタックテストについて一層の情報開示を要望という意見でございますが、これにつきましては、スタックテストの検証結果には、設備当たりの収容ユーザー数等の営業情報が含まれるため、情報開示には一定の限界があるが、

今回の検証結果では、これまで明らかにされなかったサービスメニューごとの検証結果の適否を○×で公表するとともに、パブリックコメント手続を実施しており、さらなる情報開示等を図ったものとなっているところであるとしているところがございます。

以上を踏まえまして、1 ページ目の報告書でございますが、本件の接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められるとされているところがございます。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら。

○東海委員　一言。今の最後の考え方の整理でお話ございましたスタックテストでございますけれども、これについては、後ろの数ページで審査結果の後のところに参考資料として接続料と利用者料金の関係についてという、いわばスタックテストの結果をまとめたものがございます。接続委員会では、これをご説明いただいて議論いたしまして、新しい形でのガイドラインができてから初めての結果でございましたけれども、特にこの中から違和感のある数値が出てくるということはなかったというふうに委員会としては結論づけております。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。ご質問、ご意見はございますか。

よろしいですか。それでは、今、報告書という形で部会に示されました内容と同じ内容が、21 ページに答申書（案）という形で示されておりますが、これを答申ということで、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について、諮問のとおり認可することが適当ということで答申したいと思っております。ありがとうございました。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定）について【平成20年2月28日付け諮問第1205号】

○根岸部会長　それでは、次が諮問第1205号のNTT東西のいわゆる「長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定について」、審議したいと思います。本

件は、ことしの2月28日の部会におきまして総務大臣から諮問され、3月21日までの間、意見募集を行いまして、3月25日に提出された意見を公表するとともに、意見募集でいただいた意見を踏まえまして、接続委員会で検討いただきました。本件につきましても、接続委員会の検討結果について、東海委員よりご報告をお願いいたします。

○東海委員 幾つも引き続きまして恐縮でございますが、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定）について、接続委員会において調査審議した結果をご報告させていただきたいと思っております。

本件は、ことしの2月8日に公布、一部施行された接続料規則の一部を改正する省令及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を受けまして、改定LRICモデルを用いて算定された平成20年度の接続料を規定するなどの変更に関する接続約款変更の認可について、審議したものでございます。本件につきましては、本年2月の当部会において、総務大臣から諮問されたものでございますけれども、意見募集等の経緯は、先ほど部会長からお話のあったとおりでございます。

検討の結果、資料89-4の表紙をめくっていただいた1ページにございますとおり、諮問のとおり認可することが適当ということといたしました。詳細について、また総務省のほうでご説明いただきたいと思います。

○根岸部会長 では、お願いします。

○村松料金サービス課企画官 資料89-4の2ページをお開きください。

まず意見1につきましては、賛同のご意見でございます。

意見2でございますが、今回のき線点RT-GC間伝送路費用の接続料原価の算入は暫定措置であることから、ユニバーサルサービス制度見直しとともに、NTSコストのあり方等の見直しを早期に検討すべきというご意見でございます。考え方ですが、「このため」以下でございますけれども、新競争促進プログラム2010では、IP化に対応したユニバーサルサービス制度見直しについて、今年4月を目途に情報通信審議会に諮問し、同年中に一定の結論を得ることとされているが、その際、利用者負担の抑制や接続料の水準等に配慮しつつ、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いも含めて結論を得ることが適当であるというふうにしてございます。

続きまして、意見3でございます。き線点RT-GC間伝送路費用に係るNTSコストを接続料原価に算入するのであれば、接続事業者も当該伝送路費用を負担することに

なるため、き線点RTにおける接続によるDSLサービスの提供を可能とすべき、でございます。これにつきましては、今回の措置はユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法を見直すことにより、実質的には当該制度の補てん対象外となる費用をNTT東西の利用部門を含む接続事業者で公平に負担しようとするものであり、指摘の点は、今回の措置とは直接関連はない。なお、当該接続形態については、接続事業者において具体的な要望内容を明らかにした上で、まずはNTT東西と協議するのが適当と考えられるというふうにしてございます。

続きまして、意見4でございます。今回のGC接続料水準は、昨年9月の答申に示されました20年度のGC接続料水準の推定値を超えたものとなっていることから、その詳細な要因等について明らかにすべきというご意見でございます。これにつきましては、昨年の答申におきましては、平成20年度におけるGC接続料の推計値として、4.3から4.5円を示したところであるが、今回申請のGC接続料の4.53円は、当該推計値の上限値に近接している。これは、昨年の答申の推計におきましては、通信量の減少について、年15%を上限として試算したのに対しまして、今回の申請のGC接続料では、当該予測通信量からの減少率が予測を若干超えます年15.6%の割合で減少したことが主因と考えられ、僅少の差異が生じているところではあるが、推計の範囲内というふうに考えられるとしてございます。

意見5でございますけれども、今回の認可申請では、光ファイバの経済的耐用年数が過去の実績に基づく撤去法により推計されているが、光ファイバの技術進展による耐用年数の長期化等を反映することにより、その経済的耐用年数はさらに長期間となると考えられるため、次回の接続料算定に用いる入力値の見直しに向けて、現時点からデータ収集等に係る検討を開始すべきというご意見でございます。これにつきましては、新競争促進プログラム2010に示されているとおり、21年度中に接続料算定方式について改めて検討を行い、一定の結論を得ることとされているが、光ファイバの経済的耐用年数についても、1月の答申に示したとおり、今後の技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ検討を行うことが適当であるというふうにしてございます。

続きまして、意見6でございます。NTT東西の均一料金の維持は、ヤードスティック競争の導入により、NTT東西間の競争を進展させることを目的としたNTT再編成の趣旨に根本的に反するものであり、社会的コンセンサスの状況にも配慮しつつ、東西別の接続料設定を行う方向で検討することが適当というご意見でございます。これにつ

きましては、19年答申に示したとおり、東西別接続料を設定することについては、固定電話の通話料金の地域格差につながる可能性があり、十分な社会的コンセンサスを得ることが困難と考えられること等から、統一接続料を採用することが適当である。しかし、接続料の算定方法見直し、NTT西日本が実際に行う効率化が接続料に十分反映されるようになる場合には、指摘のとおり社会的コンセンサスの状況にも配慮しつつ、東西別の接続料設定を行う方向で改めて検討を行うことが適当ということでございます。

最後に意見7でございますけれども、PSTNを取り巻く環境変化が予想されることを踏まえ、次期接続料のあり方について早期に議論を開始すべきであり、その際、PSTN接続料に関連するさまざまな問題と合わせて、全体的な議論を行うことが必要というご意見でございます。これにつきましては、平成21年度中に接続料の見直しの検討を行うということで、その際、ユニバーサルサービス制度のあり方との整合性に留意することはもとより、IP化の進展状況等の電気通信市場の環境変化を踏まえ、多面的に検討することが必要というふうにしてございます。

以上を踏まえまして、報告書案でございますけれども、1ページでございますように、約款の変更の認可につきましては、諮問のとおり認可することが適当と認められるというふうにしてございます。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。先ほどの実際費用方式の場合も、この長期増分費用も、9ページのところで平成19年度の接続料と比べると減少しているということですね。

○東海委員　そうです。

○根岸部会長　そうですね。先ほども実際費用方式のところでもそういうふうに言ったほうがよかったかもわかりません。減少しているということでもあります。

○東海委員　補足してよろしゅうございますか。補足というよりも、もしかしたら蛇足かもしれませんが、これは長期増分費用方式という中での結果でございますけれども、新しく改修したモデル、第4次だったと思っておりますけれども、これで算定したと。そのことだけでしたら特に大きな問題ではないわけですが、途中、この部会でもいろいろ議論いたしました問題が幾つか時系列的に入り込んできているわけでございます。1つは、そのLRICモデルの計算式の中でのNTSコストを従量制接続料原価から除く形が望ましいと結論づけたことがあったわけです。それで、これは5年で20%ずつと

いう形にしたわけですが、その後、ユニバーサルサービス基金の制度の問題との関係で、き線点RT-GC間伝送路費用のコストについては、接続料原価で回収するという形が適切であるということと、また再び整理をし直したことが1つ入ってございます。

また、非常に細かい話ですけれども、PHS基地局の回線機能のコストと、それから公衆電話機能については、これはそういう形をとったときに重複してはならないという措置がとられなければならないということで、申請概要の後にございます説明の中では、そういうことの実態が説明されているところでございます。いずれもこの部会で過去にご説明をし、ご了解いただいていたところが今回の全体の中に入り込んでいるということでございます。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。私のほうのおさらいもありますけれども、今のお話は、申請概要の11ページというのが最初ですね。それから、もう1つが公衆電話の話だから、13ページ？

○東海委員　13ページは、PHS基地局と公衆電話の減算措置の問題。13ページからずっと続いています。

○根岸部会長　13ページから16ページまで続いているわけですね。

○東海委員　そうですね。

○根岸部会長　ありがとうございました。ご質問、ご意見がありましたら、どうぞ。よろしいですか。

それでは、いわゆる長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料の改定につきまして、接続委員会からの報告書が1ページについておりますが、それと同内容のものが8ページに答申書（案）という形で示されておまして、この案をとりまして、接続約款の変更認可について、諮問のとおり認可することが適切ということで答申したいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、本日の答申につきましては、これで終わりました。本日の答申につきまして、総務省のほうから、今後の行政上の措置についてご説明いただけるということでございますので、よろしくお願いいたします。

○武内電気通信事業部長　電気通信事業部長の武内でございます。平素より情報通信行政の推進に非常に貢献をいただきまして、まことにありがとうございます。この場

をおかりいたしまして、改めて御礼申し上げます。

このたびの次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について、それから平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定、実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度の接続料等の改定及び長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定の全4件の答申につきまして、根岸事業部会長をはじめ、電気通信事業部会の各委員の皆様におかれましては、諮問以降、非常に複雑で難しい課題ではございましたけれども、精力的なご議論を賜りまして、本日、こうやって答申を取りまとめたいただきましたことに対して、心より御礼申し上げます。

次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方につきましては、今後NGNが我が国の基幹的なネットワークとなるということを想定いたしますと、多様な事業者が参入いたしまして、創意工夫を生かしながらサービスが提供できるようにと、利用の公平性を確保するための施策の一生懸命検討することが必要だというふうに考えております。

また今回7年ぶりに改定されます加入光ファイバ接続料につきましては、FTTH市場における事業者間競争の活発な展開を実現いたしまして、我が国のブロードバンドサービスの普及を一層促進するという観点から、市場環境や競争環境を踏まえた検討が必要というふうに考えております。さらに、既存の固定電話網における接続料につきましても、PSTNからIP網への移行ということで、電気通信市場の環境の変化を踏まえた検討が必要というふうに考えているものです。

このような問題意識を踏まえまして、今回、4つの答申をいただくということで、非常に大きな意義があったというふうに考えております。今回の答申を踏まえまして、総務省といたしましても、関係省令の整備等を速やかに進めてまいりますとともに、電気通信分野のより一層の発展に向けて尽力してまいりたいと存じております。きょうはどうもありがとうございました。

○根岸部会長　ありがとうございました。

報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策並びに基礎的電気通信役務支援機関の平成20年度事業計画について

○根岸部会長　それでは、次に報告事項に移りたいと思います。

まず最初は、いわゆるこのユニバーサルサービスに関するものでありまして、NTT東西の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策並びに基礎的電気通信役務支援機関の平成20年度事業計画につきまして、総務省から報告をお願いいたします。

○村松料金サービス課企画官　それでは、資料89-5をごらんください。まず1点目の報告でございますけれども、NTT東西の効率化のための具体的方策でございます。

1ページ目でございますけれども、まずこれまでの経緯でございますけれども、18年11月に審議会からご要望をいただいております。左の枠囲いにご覧いただきますように、交付金の交付に当たり、設備利用部門の費用について7%の経営効率化を前提としているため、毎年、ユニバーサルサービス収支表の提出にあわせて、その実績を総務省に報告すること。総務省は、上記の効率化について、十分な検証を行うことが必要であり、そのための方策を講じること。この一環としまして、総務省からNTT東西のほうに行政指導を行っておりますが、そのうちの1点ですけれども、右側の一番下でございますが、毎年度事業計画の認可申請の際に、基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策について報告をすること。今般、これに基づきましてNTT東西のほうから20年度の効率化計画の提出がございましたので、本日ご報告申し上げるものでございます。

内容でございますが、2ページ目をお開きください。報告のポイントでございますように、平成20年度におきましても、NTT東西ともにユニバーサルサービスに係る設備利用部門の費用につきましては、7%の効率化を継続する計画ということになってございます。東日本につきましては129億円の効率化、西日本につきましては101億円の効率化ということで、率としまして、7%の効率化を行う計画でございます。

具体的な方策でございますけれども、下の表をごらんください。まず人員数の削減でございますけれども、NTT東西ともに20年度におきましては、19年度に対しまして、それぞれ5,000人の人員を削減するという計画でございます。それから、業務拠点の集約、アウトソーシングの効率化につきましては、例えばNTT東日本におきましては、116業務の拠点集約ということで、今年から来年にかけて、43の拠点を半数程度に削減ということを計画してございますし、例えば西日本のほうにつきましては、夜間116受付業務の拠点集約ということで、来年度におきまして、28の拠点を20拠点到集約する等の計画を立ててございます。そのほか、その他といたしまして、NTT東西ともに社宅等、不動産売却による保有コストの削減ですとか、利用明細を郵

送ではなくインターネットでお知らせするサービスでございます@ビルング、Myビルングの利用増によります料金請求費用の抑制等の施策を行う予定でございます。

以上が1点目のNTT東西の効率化についてのご報告でございます。

続きまして、もう1つの報告でございますが、5ページをごらんいただけますでしょうか。基礎的電気通信役務支援機関でございます電気通信事業者協会の20年度の事業計画、収支予算でございます。

まずポイントの①にございますように、支援業務費につきましては、20年度は0.8億円ということで、今年度に対しまして500万円ほど増加してございます。これにつきましては、前年度予算に比べまして、周知広報費の充実を図る等によりますものでございます。なお、同支援機関におきましては、交付金の交付、負担金徴収業務を行うことから、全体の収支予算は115億円程度の規模となっております。

その充実します周知広報の内容でございますけれども、②にございますように、今年度までの実施結果を踏まえまして、引き続き新聞広告やコールセンターの効率的な活用を継続する予定でございます。さらにユニバーサルサービス制度のより一層の周知を図るために、新規施策といたしまして、インターネットの活用や地方説明会等を新規に実施する予定でございます。インターネットにつきましては、具体的にはバナー広告の掲載、地方説明会につきましては、昨年の委員の先生方のご意見を踏まえまして、地方新聞などのマスコミの方や一般の利用者を対象としました制度概要の説明ですとか、例えば緊急通報等の施設見学等を計画しているところでございます。

以下、参考でございますけれども、6ページ目が20年度の支援業務費の詳細と今年度の決算額の概算との比較をしたものでございます。続きまして、同じく参考でございますけれども、7ページ目がユニバーサルサービスに関する問い合わせの件数の状況でございます。総務省に対するもの、支援機関に対するもの、民間事業者に対するもの、それぞれ徐々に問い合わせ件数は減ってございまして、周知の効果が徐々にではございますけれども、あらわれてきているというふうに考えているところでございます。

以上が報告でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

○高橋委員　　6ページに支援業務費の詳細を載せていただいております。前回、決算額

も報告してほしいとお願いしたところですが、今回非常にわかりやすく出していることに関してはお礼を申し上げます。

それで、地方新聞の記者等にもブリーフィングを行ってほしいということをお願いしたところですが、行っておられるということですが、実際にどの程度掲載していただけているのかということについてもご報告をお願いしたいと思います。

○村松料金サービス課企画官　先ほど申し上げたとおり、地方新聞の方への説明会につきましては、来年度から計画したいということで、T C Aのほうでは考えているところでございます。ちなみに、従来総務省のほうで毎年秋に地方総通局と協力しまして、説明会を行っておりますけれども、先生のおっしゃいました地方紙ということではないんですけれども、石川県におきまして、地元の民放、それからC A T V会社のほうで説明会の模様を放映いただいたという例がございます。

○高橋委員　ありがとうございます。ユニバーサル基金がまず発足したときには、こちらの官僚の方と一緒に朝日ニュースターの番組にも出たことがあるのですが、そこで感じましたことと、多分どんどんそういう周知広報方法というのは進化しておられると思うのですが、こちらが伝えたいことばかりで、実際に地域なりユーザーが知りたいことという視点に立ってご説明をしているかといえば、公のところのイベントなり周知広報というのは、もう少し民間を見習って、ユーザーの知りたいことに立ったやり方をさせていただく必要があるのではないかと感じておりますので、これは要望事項として今後お願いしたいと思います。やはり、新聞記者、あるいは放送局の方も忙しいので、記事になるようなトピックでないと、いくらやってもお互いに時間のむだになってしまうというところがどうしてもあると思います。

ですから、地域の実情に合わせて、取り上げていただきやすいような周知広報というのを心がけていただけたらと思います。よろしく願いいたします。何か相談に乗れることがありましたら相談に乗りますので、よろしく願いいたします。

○根岸部会長　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。長田委員、よろしいですか。

○長田委員　はい。

○高橋委員　もう1点だけよろしいですか。最初の報告事項のところ、@ビリングとかMy ビリングとかというところで、料金請求費用に関しての節約といいますか、一般の方にとっても非常に便利になると思いますが、これも残念ながら広報としてはあまり

知れ渡っていないのではないかと思います、利用率についても、それぞれどのように把握していらっしゃるのか、ご報告いただけたらと思います。

○村松料金サービス課企画官 NTT東西のウェブベースの利用明細等のシステムでございます@ビルディング、Myビルディングでございますけれども、現在の加入件数は、東西合わせまして180万件ということで、加入者回線数4,100万回線中で率を計算しますと、約4.3%という状況でございますので、今の先生のご指摘も踏まえまして、より一層の周知のほうをNTT東西に先生のお言葉をお伝えしたいと思います。

○根岸部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまのユニバーサルサービスにかかわる報告事項につきましては、それで終了させていただきます。

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の運用実績について

○根岸部会長 続きまして、公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの運用実績につきまして、総務省からご説明をお願いいたします。

○高地事業政策課企画官 それでは、ご説明させていただきます。パワーポイントの横長の資料の1枚目をごらんいただければと思います。

まず、このガイドラインの概要でございますけれども、平成12年当時のIT戦略会議等の議論を踏まえまして、平成13年にこのガイドラインが施行されたものでございまして、目的といたしましては、電気通信事業者による光ファイバ網等の整備促進のために、設備保有者である電気通信事業者、電気事業者及び鉄道事業者その他の公益事業者が保有する電柱・管路等の提供に係る制度を整備するというところでございます。

ガイドラインの内容は、貸与の申込手続とか、貸与拒否事由、貸与期間、対価等々の標準的な取り扱い方法について定めているものでございます。このガイドラインにつきましては、毎年4月1日に設備使用の進展の程度について点検を加えた上で見直しを行うというふうになされておるところでございます。

2ページ目でございますけれども、ガイドラインにつきまして、平成19年4月に改定を行っております。改定の内容でございますけれども、設備提供、電柱添架手続の簡素化とか効率化といったことに関する規定をガイドラインに追加しております。内容は2ページ目の2のとおりでございます。

3 ページ目にまいりたいと思います。ことしもこのガイドラインに基づく実態調査というものを行っております。調査の概要でございますけれども、貸し手側であります電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者。それから、借り手側の電気通信事業者。双方に対して調査を行っております。以下、調査結果についてご紹介いたします。

まず4 ページ目でございますけれども、電柱の新規貸与本数の推移をここに示してございます。新規貸与本数、これは一貫して伸びておりますが、伸び率はやや鈍化傾向にあるのではないかと考えております。その背景でございますけれども、F T T Hサービスの純増数の伸びが穏やかになりつつあること、それから、基幹系のケーブルを構築する目的での電柱貸与の申請といったものが若干落ち着いてきているのではないかとこのように考えておるところでございます。

引き続きまして、5 ページ目でございますけれども、管路等の新規貸与距離の推移でございます。これも新規貸与距離、引き続き一定水準以上にあるものの、減少傾向にあるという状況でございます。その背景としましては、F T T Hサービスにおきまして、管路等をみずから保有するN T T東西の占めるシェアが相対的に高まっていること。また、管路の代替としてダークファイバの利用が進展していること等が要因として考えられるのではないかと考えております。

6 ページ目から8 ページ目でございますけれども、これは昨年と比べまして、調査の申請の数、実際に申請が行われた件数、さらに貸与の実績等を比較したものでございます。

9 ページ目に詳細につきましては表としてつけております。私どものほうで1 点着目しておりますのは、1 0 ページ目に表として示しておりますけれども、貸与の拒否というものが正当な事由がある場合にはできるという仕組みになっておりますが、この貸与拒否の件数が、平成1 8年に比べ、平成1 9年は増えているといった状況でございます。この貸与拒否につきまして、偶発的な事象の積み重ねでたまたま平成1 9年に増えているのかといったようなことにつきましては、注視していかなければならないのではないかとこのように思っているところでございます。

1 1 ページ目でございます。ガイドライン改正に関しての重立った意見を簡単にまとめたものでございます。一番上でございますけれども、安全確保を最優先とする鉄道事業者につきましては、ガイドラインの対象から外すべきではないかというご意見をいただきました。これに関しましては、既にガイドライン上も、列車の安全・正確な運行を

阻害するような場合には貸与拒否が可能であるということでございますので、また貸与実績も一定の実績が継続的に認められておりまして、引き続き鉄道事業者ガイドラインの対象とすることが適当ではないかと思っております。

それから、2番目は施工品質の悪い事業者に対するペナルティ行使を可能とすべきというご意見でございます。これに関しましても、過去の契約不履行があった場合等は貸与拒否事由となるということで、ガイドライン上措置をされているというふうに考えております。

それから、3番目でございますが、電気通信事業者が貸与を申し込む際、設備保有者が定める標準的期間等に十分配慮してほしいというものでございます。この点につきましては、現行ガイドラインは設備保有者に対して申込者の都合に合わせた回答を義務づけるものではないので、具体的な案件につきましては、当事者間で十分に協議していただくことが適当というふうに考えております。

さらに、4つ目でございますが、「光引込線の電柱添架手続に係る試行的実施」等を受けまして、新たな添架ポイントの開放、これが電柱所有者に共通して適用されるルールとしてガイドラインに盛り込まれるべきというような趣旨のご意見がございましたが、これにつきましては、添架ポイントの開放、これはエリアごと、設備保有者ごとに状況が違いますので、少なくとも現時点におきましては、電柱保有者に共通的に適用されるルールとして、ガイドラインに規定することは適当ではないと考えております。

最後でございますが、貸与実績等は着実に進展しているので、毎年見直す必要はないという意見がございました。これに関しまして、ガイドラインの実効性担保の観点から、今後とも引き続き見直しを継続的に行っていくことが必要というふうに考えてございます。

12ページ、その他のご意見でございまして、これらのご意見につきましては、業界団体等を通じまして、関係の事業者それぞれ伝わっていくようにしていきたいというふうに考えております。

13ページでございますけれども、これはガイドライン改正を踏まえました自主的改善措置というものをここに挙げております。簡素化・効率化等に関する改正が行われたことを踏まえて、電気通信事業者等の間でこういったような取り組みが行われつつあるというような状況でございます。

最後に14ページでございますけれども、今年度のガイドライン改正検討につきまし

ては、まず電柱等の新規貸与実績は引き続き一定水準以上を確保しているということ。それから、ガイドラインの改正を求める意見につきましては、いずれも既に現行規定において担保されているなど、直ちに改正の必要があるものとは認められないと考えられること。それから、3点目でございますが、19年4月のガイドライン改正を踏まえ、設備保有者による自主的改善措置が行われつつあるということ。以上を踏まえまして、今年度はガイドラインの改正を行わないこととし、引き続き設備使用の進展の程度について注視したいというふうに考えております。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○酒井部会長代理　2点ありまして、1点目の11ページの意見の上から2番目に「施工品質の悪い電気通信事業者には」と書いてあるんですけども、右側のほうは契約不履行等があった場合は貸与拒否ができると書いてあるんですが、特に施工品質という意味がよくわからないんですけども、直接契約不履行になるようなことまで書いているのか、それとももうちょっと何となくできが悪いということを行っているのか、その辺はどうなんですか。

○高地事業政策課企画官　施工品質でございますけれども、実際に電柱に添架する際の線の引き方の処理といったようなものが、おそらく電柱を保有する事業者の基準に合わないような引き方で引かれていたというようなことであろうと思います。これにつきましては、やはり実際に電柱を貸与するという場面におきまして、電柱保有者の技術基準に合わせて、そういった施工を行うということが原則であろうと思っております。当然そういったことがなされなかったという場合には、それ以降につきましては、ガイドライン上もそれを理由として貸与拒否ができるという枠組みになっているというようなものでございます。

○酒井部会長代理　要するに、きちんとそれを契約ではっきりするようになささいということを行っているわけですね。

○高地事業政策課企画官　はい。

○酒井部会長代理　わかりました。それからもう1点よろしいでしょうか。

○根岸部会長　はい、どうぞ。

○酒井部会長代理　　5 ページのところの実態調査の結果で、「管路の代替としてダークファイバの利用が進展している」と書いてありますけれども、要するに自分で管路を借りて引くという人よりは、ファイバを借りちゃうほうが多くなっているという意味でしょうか。

○高地事業政策課企画官　　これまでも管路の貸与というものがずっと進んできておりまして、一定程度借りなければならぬ部分は借りてしまっているだろうと。そういった状況の中で、やはりダークファイバの利用というものが制度的にも整えられてきておりますので、借りているということも進展しているのではないかというふうに考えております。

○酒井部会長代理　　わかりました。

○根岸部会長　　ほかにございますか。

では、ございませんようでしたら、この報告事項につきましても了承したということにさせていただきますと思います。

閉　　会

○根岸部会長　　それでは、以上で本日の審議は終了いたしました。この際、委員の皆様、何かございますでしょうか。事務局から、特にございませんか。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次の事業部会は4月22日火曜日を予定しております。

それでは、閉会といたします。どうもありがとうございました。